特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	ルを取り扱う事務
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、以下の事務を行う。 1. 適用関係 被保険者の資格取得、喪失、種別変更、氏名・住所変更等に関する届出、任意加入及び資格喪失の申出、付加保険料納付・辞退を受理し、日本年金機構へ報告する。 2. 免除関係 保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請を受理し、日本年金機構へ報告する。 3. 給付関係 基礎年金(老齢・障害・遺族)の裁定請求、未支給年金、死亡一時金等の請求を受理し、日本年金機構へ報告する。 4. 協力・連携 日本年金機構との協力・連携事務として、所得情報をはじめ各種情報提供等、口座振替申出の受付等の被保険者へのサービス向上につながる事務を行い報告する。 5. 特別障害給付金関係 特別障害給付金に関する届け出を受理し、日本年金機構へ報告する。 6. 年金生活者支援給付金関係 年金生活者支援給付金関係
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 住民基本台帳システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	ル名
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項別表第一の31、83、95項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワーク	プシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関におけ	· る担当部署
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	₹•訂正•利用停止請求

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6531 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	13年3月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	13年7月31日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価 布機関に		重占項日評	価書又は全項	く選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 項目評価書において、リス・	全項目評価書
されている。	- ינגוגגוים			M E 7 (10. T)		NAME OF TAXABLE PROPERTY.
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ームを通じる	た入手を除く	(.)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	な(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[O]接網	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・決	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) サクに行っている	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき、以下の事務を行う。 (略) 2. 免除関係 保険料の免除・若年者納付猶予・学生納付特例申請を受理し、日本年金機構へ報告する。 (略)	国民年金法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、以下の事務を行う。 (略) 2. 免除関係 保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請を受理し、日本年金機構へ報告する。 (略) 5. 特別障害給付金に関する届出を受理し、日本年金機構へ報告する。 6. 年金生活者支援給付金に関する届出を受理し、日本年金機構へ報告する。 6. 年金生活者支援給付金に関する届出を受理し、日本年金機構へ報告する。	事後	法改正に伴う変更を様式変更に合わせて反映したもの。
令和1年6月30日	I.3.個人番号の利用 法令上 の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の31項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の31、83、95項	事後	法改正に伴う変更を様式変更に合わせて反映したもの。
令和1年6月30日	I.5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 櫻田 光政	課長	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 1.対象 人数	平成27年3月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者人数	平成27年6月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施した もの。
令和1年6月30日		滝沢市役所 企画総務部人事課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-684-2111	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558	事後	課名変更及び直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先		滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6530	事後	直通電話が追加されたため、 様式変更に合わせて訂正した もの。
令和1年6月30日	Ⅳ.リスク対策	記載事項なし	リスク対策の実施状況を追加	事後	様式変更により追加したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月17日	表紙 評価書名	国民年金事務 基礎項目評価書	国民年金に関する事務 基礎項目評価書	事後	再評価実施に合わせて変更し たもの。
令和2年12月17日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	を個人情報ファイルの取扱がが個人のフライハシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のフライバシー等のは新したの思議に取り組みである。	滝沢市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏さいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	再評価実施に合わせて変更し たもの。
令和2年12月17日	I 関連情報 1.特定個人情報 を取扱う事務 ①事務の名称	国民年金事務	国民年金に関する事務	事後	再評価実施に合わせて変更し たもの。
令和2年12月17日	I 関連情報 3.個人情報の利 用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するにめの番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の31、83、95項	1 .行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第 9条第1項 別表第一の31、83、95項 2 .行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第59条、第68条の2	事後	再評価実施に合わせて修正し たもの。
令和2年12月17日	ファイルの取扱いに関する問	滝沢市役所 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6531	滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6531	事後	再評価実施に合わせて修正し たもの。
令和2年12月17日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数	令和元年5月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	再評価実施により再度実施し たもの。
令和2年12月17日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者人数	令和元年5月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	再評価実施により再度実施し たもの。
令和2年12月17日	IV.リスク対策 6.情報ネット ワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(入手)	[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(入手)	事後	再評価実施に合わせて修正し たもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点		記載内容の見直しに伴い、再 度実施したもの。
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年7月31日時点		記載内容の見直しに伴い、再 度実施したもの。